



令和4年度
包括外部監査報告書
【概要版】

「障がい福祉事業に係る
財務事務の執行状況について」

山形県包括外部監査人
公認会計士 大嶋 雄生

内容

第1 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件（テーマ）	3
3. 監査の対象期間	3
4. 事件を選定した理由	3
5. 監査の実施期間	4
6. 監査の方法	4
(1) 監査の要点	4
(2) 主な監査手続	4
7. 包括外部監査人を補助した者	5
8. 利害関係	5
第2 監査の結果	6
1. 障がい福祉に関する計画	6
2. 障がい福祉に関する補助金等	10
3. 県立障がい関連施設の往査	15
4. 社会福祉法人等に対する指導監査	25

この概要版は令和5年3月付けで作成された「令和4年度包括外部監査の結果報告書」（以下、「報告書」という。）の記載を要約したものです。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について

3. 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には令和2年度以前に遡り、また、一部令和4年度についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

「第5次山形県障がい者計画」（令和元年8月）（以下、「障がい者計画」という。）によれば、身体障がい者の人数は近年横ばいで推移するものの、精神障がい者の人数は一貫して増加傾向にあり、全体として障がい者福祉サービスに関するニーズは増加傾向にある。また、障がい者の高齢化も進み始めていることから、障がい者のライフステージに合わせた福祉サービスに対するニーズが今後一層変化していくことが予想されているところである。

国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の制定（平成24年6月）以降、障害者総合支援法の改正（平成28年6月）、障害者基本計画の策定（第4次）（平成30年3月）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30年6月）など障がい者に対する法律・計画等の制定、改定を実施している。さらに「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」（社会保障審議会 障害者部会 令和4年6月13日）を公表し、障害者総合支援法の見直しに向けて取組みを進めており、その中で見直しの考え方について3つの柱に整理を行っている。

3つの柱の内容を見てみると「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」においては障がい者の地域移行の推進等、「2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」においては多様なサービスを提供できる体制構築等、「3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」においてはサービス事業者によるサービス等の質の確保等を掲げており、これらの施策は山形県においても同様に対応が必要な柱であると考えられる。

このような環境の中、障がい福祉に関連する山形県の予算は、従来より増加傾向にあり、今後この傾向が変わることはないものと考えられることから、障がい福祉の担当部局が増加する事務量に対応して体制を構築していくことが重要になると考えら

れる。

従って、よりきめ細やかなサービス提供を通じて、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」という障がい者計画の目標を達成するため、県の果たす役割は大きく、関連事務の適切な執行、経済性・効率性・有効性を踏まえた観点から監査を実施することに意義があると考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

5. 監査の実施期間

令和4年4月から令和5年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

障がい福祉事業に係る事務について、合规性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 「第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画」という。）に従い、必要な福祉が過不足なく達成できているか
- ② 補助金を含む有償無償の財政的な支援についてその事務手続きは適切に実施され、その支援に相応する効果が生じているか
- ③ 障がい者入所施設を含む各種施設の財務事務を含む運営は適切に実施されているか
- ④ 障がい者福祉サービスの適正な事業運営及び施設運営を図るため、運営法人に対して必要十分なモニタリングを実施しているか

(2) 主な監査手続

(1) に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 障がい福祉計画に関する取組みの状況等について、各事業の計画における位置づけを考慮し資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ② 具体的な取引（各事業費の拠出等）について、手続実施要項等に従い事務の

執行状況を把握し、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。

- ③ 県立の障がい者福祉関連施設を視察し、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ④ 障害者支援施設等指導監査指針に従い、指導監査の計画、監査手続、指導監査後の措置がなされているか、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ⑤ 過年度に補助金、指定管理者制度導入施設、障がい児（者）福祉施設についてテーマとした包括外部監査の結果及び意見について、措置後の状況について確認する。
- ⑥ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施する。

なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや県が作成する障がい福祉事業に関連する資料を確認したうえで、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

7. 包括外部監査人を補助した者

松田	卓也	(公認会計士)
浅野	和宏	(公認会計士)
横田	慎一	(公認会計士)
嶋田	有吾	(公認会計士)
渡部	淳一	(公認会計士)
奥野	敦士	(公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査の結果

1. 障がい福祉に関する計画

No.	項目	内容	区分	参照頁
①	障がい者計画と実態との乖離	障がい者計画において、「今後の取組方向」として記載された「現状」と「課題」への対応策について、実際には取組がなされていない項目がある。	指摘	p. 64
②	障がい者計画における数値目標の効果測定未実施	障がい者計画における数値目標について、目標年度を経過した項目について実績評価がなされていない。 また、計画期間中に障がい福祉計画の目標が見直されたにもかかわらず、障がい者計画の数値目標の改定を実施していないなど計画の進行管理がなされていない。	指摘	p. 68
③	障がい福祉計画の目標設定とその進捗管理について	障がい福祉計画の実績評価に係る記載誤りが、監査人からのヒアリングにより複数発見された。目標管理と実績評価が実効的であれば、定期的な点検（年度目標値であれば毎年の点検）を実施することで、必ず誤りに気づき修正するはずである。そのような進行管理体制が構築・運用されていない点が本質的な問題であると考えられる。 従って、目標設定する際にこれまでの実績評価を適切に実施したうえで、新たに設定された目標値について定期的な点検を実施し、その結果を受けて対応策を検討していくという一連のプロセスが有効に機能するよう計画管理をすべきである。その際、一連のプロセスの重要な役割を果たすのが山形県障がい者施策推進協議会であると思われるため、障がい福祉課のみならず、当該協議会も交えた有効な計画推進体制の構築・運用を改めて検討されたい。	指摘	p. 69
④	障がい者計画と障がい福祉計画の一体管理に	障がい者計画と障がい福祉計画は、国の所管省庁が異なることもあり、同じ障がい福祉施策にかかわる計画ではあるものの、策定趣旨などは若干異なるものとなっている。	意見	p. 72

No.	項目	内容	区分	参照頁
	について	<p>2つの計画は異なるものの、障がい者計画の目標数値 40 のうち 28 については障がい福祉計画の目標値と同一の目標を共有していることから、2つの計画の関係性は深いといえる。</p> <p>一方で、2つの計画は策定年限が5年、3年と相違し、②で記載したとおり双方の目標数値について計画更新の都度改定が必要になり、計画の進捗管理をしていく上で煩雑となる。事実として県では障がい福祉計画において設定した目標値を、障がい者計画においても改定するという作業を失念している。</p> <p>従って、2つの計画は一体的に策定のうえ、障がい福祉計画は障がい者計画の中間年度の更新というかたちで設定することも検討されたい。</p>		
⑤	指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価について	<p>障がい福祉サービス等のサービスレベルの向上と利用者のサービス・事業者選択の有用性を高めるため、事業者は第三者による評価を受審することが推奨されており、障がい者計画にも記載がある。</p> <p>しかし、障がい福祉計画においては、前期計画では記載があったものの、現行計画には第三者評価の記載がない。県によれば、前期計画で当該事項を掲載していた項目は、事業所職員の確保または資質向上に係る内容であり、サービスの質の評価に係る当該事項は内容が一致しないため削除したとの説明であった。</p> <p>記載する項目が無いために取組を削除するというのは本末転倒であり、項目を削除するのは取組の必要性が減少したという論拠が必要であると考える。</p> <p>また、第三者評価を推進すべき県が県営の指定サービス事業に対して第三者評価を実施していない。取組を推進すべきと障がい者計画に謳っておきながら、自らの事業について第三者評価を実施しないのは説得力に欠ける。必要があ</p>	意見	p. 73

No.	項目	内容	区分	参照頁
		<p>るのであれば予算化し第三者評価を実施すべきである。第三者評価を実施しないという対応方法について再考のうえ、必要な取組を確実に実施する体制を構築されたい。</p> <p>なお、第三者評価を実施するためには運営事業者は金銭的負担が必要になるため、山形県の運営事業者の第三者評価の受審率が向上しないという側面は否めない。</p> <p>従って、指定の基準に準拠しているかどうかについてセルフチェックシートを県が各事業者提供し、事業者は自己評価を実施のうえ、県はその内容を確認するなど代替的な対応策を構築していく工夫が必要である。</p>		
⑥	福祉・介護職員の改善の加算取得について	<p>国は福祉・介護サービス量の増加とサービスレベルの向上に資するため、福祉・介護職員の人材確保、人材高度化を図る取組として、福祉・介護職員の給与等を向上させる福祉・介護職員の処遇改善にかかる加算を実施している。</p> <p>職員給与の向上が図られることで福祉・介護の人材確保につながるものである。が、県では処遇改善加算の取得率が全国と比較して著しく低い状況となっている。</p> <p>この理由として、県は、加算を取得する事業所側で、加算を取得する以前にそもそもの賃金改善が困難と考えている／加算取得後の配分が複雑と考えている等、負のイメージの先行により加算取得の検討を先延ばしにしていることが考えられると説明している。</p> <p>一方で、これらの県の説明は山形県独自の事情があるとは考えにくく、どの都道府県でも同様の事情であると思われるため、取得率が低調な山形県独自の事情を再度調査の上、取得率向上に向けて対応されたい。</p>	意見	p. 78
⑦	障がい福祉計画の成果	<p>障がい福祉計画において成果目標と活動指標の関連を示すポンチ絵が掲載されているが、相</p>	意見	p. 82

No.	項目	内容	区分	参照頁
	目標と活動指標との関連図について	<p>談支援体制の充実・強化等及び障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の2つについては活動指標との関連性が示されていない。</p> <p>実際にはこれら2つの成果目標にも活動指標が設定されていることから関連図にその状況を記載するなどして成果目標と活動との関連を明確化することで、成果目標の達成する方策として寄与するものと考えられるため、令和5年度における次回計画策定時には留意して整理されたい。</p>		
⑧	県営3学園の民営化への検討状況について	<p>県営の障がい児入所施設である鳥海学園、最上学園、やまなみ学園の3学園は、平成24年3月の出先機関見直し方針以後、特段の民間移譲のための検討は実施していない。その一方で、全国的には障がい児入所施設の70%以上が民営で運営されている実態をみると、公営で実施する意義について積極的な理由が求められる状況になってきていると思われる。</p> <p>新聞報道によると最上学園の虐待事案を受け、令和3年4月に県内福祉関連の12団体から県及び県議会に対し全容解明と再発防止策を求める要望書が提出されている。</p> <p>要望の中には県営の3学園について民間移譲を含めた施設運営の見直しが提言されているが、県障がい福祉課ではこれに対して、現時点では詳細な検討は実施しておらず、県営の施設の調査などの基本的な調査のみを実施している。</p> <p>県は要望書にある民間移譲を含めた施設運営の見直しについて予算措置を含めた詳細な検討を実務的な面を踏まえて実施し、公立で実施していくことのメリット・デメリットを整理のうえ、要望書に回答すべきである。</p>	意見	p. 84

2. 障がい福祉に関する補助金等

No.	項目	補助金等名	内容	区分	参照頁
①	旧寿海荘の解体工事に係る事前調査について	県立社会福祉施設運営費	<p>旧寿海荘の解体工事に関し、令和3年4月当初、図面により煙突の建材への石綿使用の可能性が高いことが判明し、調査した結果石綿含有が確認され、その後、工法などの検討、アスベスト撤去工事等の増加により、令和3年度内での工事完了が困難となったため、令和4年度に繰り越されていた。</p> <p>工事に関しては、外部業者から寿海荘の解体に関する参考見積書を手に入っていたが、当該業者からの参考見積書には煙突の石綿撤去工事が含まれていなかったことで、県は煙突に石綿は含有していないものとして認識していた。県有施設の解体にあたっては、外部業者の参考見積書等をうのみにする事なく、県としても構造物の種類、建設時期等から石綿含有の可能性を検討し、効率的に事業を行えるように発注体制を見直されたい。</p>	意見	p. 86
②	社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する各種支援について	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費	<p>社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は県100%出資の法人であり、その事業規模は山形県内において突出して大きく、地域の障がい福祉においてより多くのサービス提供を行うという点において、最も貢献している法人であるといえる。</p> <p>県は事業団に対し、移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費を含む3つの補助金等の支援を行っており、令和3年度予算ベースでは総額</p>	意見	p. 90

No.	項目	補助金等名	内容	区分	参照頁
			<p>1,707 百万円と相対的に高額となっているが、事業団への支援額は事前の工程表をもとに算定されており、あらかじめ定められた金額を内定額として支援を実施している。</p> <p>従って、事業団においては、将来の経営に際して県からの補助額は内定しており、その補助額を前提に将来の一定期間にわたって事業運営することができるため、結果として赤字補填となりうる補助をあらかじめ支給するという状況を招きかねない。</p> <p>一般論として赤字補填ということであれば、赤字になった際にその理由を明確化しその部分について補助するという方法が本来の補助金の事後清算の趣旨に合致する。</p> <p>加えて、事前内定による補助額支給により赤字決算が黒字化するようなことがあれば、一見して黒字経営にもかかわらず、その内情は赤字経営であるという点で、経営状況を見誤る可能性があることから、経営責任を明確化する意味でも望ましいこととは思われない。</p> <p>従って、事業団に対する各種補助についても、事前内定による補助額支給ではなく、その都度事業団の置かれた状況を把握しながら支援することが必要ではないかと考える。</p>		
③	山形県障がい者施策推進協議会の未開催につ	山形県障がい者計画等推進事業費	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、協議会が令和3年度以降開催されていない。加えて協議会構成員に対しての特段の障がい</p>	指摘	p. 100

No.	項目	補助金等名	内容	区分	参照頁
	いて		<p>福祉施策の情報提供も実施されていない。</p> <p>協議会は、障害者基本法において施策の推進についての調査審議、施策の実施状況を監視することが求められており、協議会が責務を果たすために県は最低限の情報提供、情報共有はすべきである。</p> <p>すなわち協議会はオンライン形式か、それが不可能であれば、協議に必要な資料を提供の上書面協議という形式で開催するなど工夫をして最低限の情報提供、情報共有を図るべきである。</p>		
④	障がい福祉サービス費等県費負担基本金額算出表の一部確認について	補装具給付費、介護・訓練等給付費	<p>交付要綱の所定の手続きについて、各総合支庁では、「事務の適正な執行に向けた緊急プログラムの実施について(通知)」に基づく「事務執行チェックシート」を用いながら、滞りなく手続きがされているように見受けられる。そして、申請手続時及び実績報告時において、市町村へ添付を求めている【障害福祉サービス費等県費負担基本金額算出表】の内訳を示す、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等の基準額内訳」を各総合支庁にて確認し、当該基準額の算定の確認をしているものと考えられるが、このうち、「給付率」の確認証跡が見受けられなかった。</p> <p>市町村からの対象経費の申請額が、当該交付要綱に基づき算定した基準額に満たない場合、市町村への</p>	意見	p. 106

No.	項目	補助金等名	内容	区分	参照頁
			<p>給付金額を誤るおそれは低いものの、対象経費の申請額が当該基準額を上回る場合には、基準額が上限額として設定されることから、市町村への給付金額を誤るおそれがあり、より注意し確認すべき事項である。</p> <p>従って、当該給付率の算定の妥当性について、対象となる資料を入手し確認した証跡を付すように検討されたい。</p>		
⑤	山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について	補装具給付費、介護・訓練等給付費	<p>交付要綱において、山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出を翌年度の4月20日までに各市町村に求めている。</p> <p>しかしながら、最上総合支庁管轄の金山町の1件のみ、提出が4月21日と提出期限を超えているものが発見された。市町村からの提出が遅れる場合には、当該交付要綱により、知事の承認を受けるのが適切な対応であるが、知事の承認は受けていなかった。</p> <p>当該1件の提出期限の遅延による実質的な弊害は軽微なものと考えられるが、交付要綱において、明確な提出期限が定められ、かつ、例外的な対応も記載されていることから、交付要綱に沿った適切な対応が求められる。</p>	指摘	p. 106
⑥	現地調査要領・チェックリストの活用について(その1)	発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費	<p>本事業費に関して、仕様書に基づいた検査は実施しているが、業務受託者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に検査項目を共通化したチェックリストに基づいた検査は実施されていなかった。</p>	意見	p. 114

No.	項目	補助金等名	内容	区分	参照頁
			令和元年度の包括外部監査でも意見として記載されているが、その措置として令和4年度に全庁的に事例紹介をしているため、監査対象である令和3年度においては対応が図られていなかったものと考えるが、現地調査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署においても現地調査要領や現地調査チェックシートを作成し、徹底されたい。		
⑦	現地調査要領・チェックリストの活用について(その2)	発達障がい者支援体制整備事業費	意見内容は前頁の⑥と同様。	意見	p. 116
⑧	現地調査要領・チェックリストの活用について(その3)	精神障がい者地域生活移行支援事業費	意見内容は前頁の⑥と同様。	意見	p. 123
⑨	現地調査要領・チェックリストの活用について(その4)	障害者就業・生活支援センター事業費	意見内容は前頁の⑥と同様。	意見	p. 130
⑩	現地調査要領・チェックリストの活用について(その5)	障がい者スポーツ育成事業費	意見内容は前頁の⑥と同様。	意見	p. 131

3. 県立障がい関連施設の往査

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
①	再発防止策検討会議における検討結果及び再発防止強化の追加的対応のプレスリリースについて	最上学園	<p>新聞報道によると、県では、最上学園の虐待事案を受けて、その再発防止に資するため、再発防止策検討会議を開催し令和3年12月に会議における検討結果及び再発防止強化の追加的対応を公表した。</p> <p>公表の内容には、既に設置が予定されている虐待防止委員会の外部委員に専門家を追加することなどが新たな追加の対応として記載された。さらに外部委員に弁護士、社会福祉士などの専門家を追加するとしていたが、実際に設置され運用されている虐待防止委員会には社会福祉士が入っているものの、弁護士は入っていない。</p> <p>弁護士、社会福祉士を外部委員に加えるということをプレスリリースしている以上、県民は弁護士が外部委員に加わるものと当然に理解するはずであり、プレスリリースと異なる対応を実施しているという点で県民への情報提供を軽視しているのではないかという疑念が生じる。</p> <p>県は今後虐待防止に取り組む上で、権利擁護に精通している社会福祉士の方が適任であると考えるのであれば、予め検討のうえ社会福祉士を外部委員に加えることとしてプレスリリースすべきであり、県民への情報提供について今一度慎重な対応を希望するところである。</p>	意見	p. 141
②	使用しなくなった備品に係る不用	鳥海学園	<p>県が所有する備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、組立式の屋外プールについ</p>	指摘	p. 141

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
	の決定について		<p>て、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。</p> <p>県は、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、「会計事務の手引」に則り、不用の決定を行う必要がある。</p>		
③	使用しなくなった備品の撤去処分の検討について	鳥海学園	<p>グラウンド内に設置してある遊具のうち、本来の機能は既に消失しており、老朽化の激しい遊具が相当期間放置されたままの状態となっていた。</p> <p>県は、これらの遊具について、撤去費用等についても比較衡量しつつ、早急に利用停止や解体・撤去などを検討する必要があると考える。</p> <p>予算の都合上、早急な解体・撤去等が困難な場合には、当該遊具の周りをロープ等で囲うなど、事故や怪我につながるリスクを少しでも軽減するための対策を講ずることが望ましい。</p>	意見	p. 143
④	委託業務の入札実施時期の見直しについて	鳥海学園	<p>当施設では、清掃業務、洗濯業務、空調設備保守点検業務など数多くの業務が外部委託されている。</p> <p>そのうち、洗濯業務について長期間にわたり同一の者に対する委託が継続しており、一般競争入札への応札者は当該者一者のみという事例が発見された。</p> <p>このような状況の理由の一つとして、入札日から業務開始日までの期間が短いことが考えられる。</p> <p>県は、契約における競争性を確保</p>	意見	p. 144

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			し、より効率的な調達を図るため、新規に受注を希望する事業者にとって参入障壁となり得る入札の実施は速やかに改善すべきであり、受注者が業務遂行に必要な人材や資源を新たに準備するための十分な期間を確保できる入札の実施を検討されたい。		
⑤	児童のタクシーによる送迎契約について	鳥海学園	<p>鳥海学園では、児童の学校送迎を1台の公用車（普通車）と1台のタクシー（ジャンボタクシー）で実施している。タクシーについては、乗用自動車利用に関する契約書を上期と下期で2度締結している。</p> <p>契約書を確認すると上期については収入印紙未貼り付け、下期については200円の収入印紙が貼り付けされている。上期について本来県が保有すべき契約書（印紙貼り付けあり）がタクシー事業者の手元にあり、本来タクシー事業者が保有すべき契約書（印紙貼り付けなし）が県の手元にあるという入れ違いが生じていた。</p> <p>国等（国、地方公共団体等）が作成した課税文書については、印紙税法第5条により非課税になる一方で、相手先発行の契約書は通常印紙貼り付けが必要である。</p> <p>従って、県は通常印紙貼り付けのある契約書が必要である点を改めて徹底されたい。</p>	意見	p. 146
⑥	コスト分析からみる給食部門直営の必要性について	鳥海学園、最上学園、やまなみ学園	<p>直近3年間の給食の提供に係る費用と年間提供食数から、1食当たりの費用を算出したところ光熱水費を含まない一食当たり費用は、鳥海学園、最上学園及びやまなみ学園ともに</p>	意見	p. 147

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			<p>1,500円程度となっており、一般的な外食料金に比べ割高となっている。</p> <p>入所児童は障がい児ということもあり、健常者に対する食事の提供に比べて調理の手間がかかるということは理解できるが、それを考慮しても割高感は否めない。</p> <p>また、賄材料費については昨今の物価高騰といった外部要因も影響しているものと思われるが、総コストに占める人件費の割合が、最上学園及びやまなみ学園は70%程度、鳥海学園については75%程度で推移しており、人件費負担が重くなっていることは無視できない。</p> <p>県によれば、給食部門については当面直営とし、委託時期を検討することであるが、多額の県費を投入してまで給食部門を直営していく必要性について、県民のニーズや施設としての役割等を総合的に勘案しながら改めて検討していくことが望ましい。</p>		
⑦	防犯カメラの設置について	鳥海学園、最上学園、やまなみ学園	<p>障がい児入所施設である3学園について、防犯カメラの設置がなされていない。昨今、保育園などにおいても虐待事案が発生しており、虐待の事実確認を行うために園内の防犯カメラの設置の有無が問題となるケースが見受けられる。</p> <p>また、保護者の立場からすると日々の子供の保育のなかでけんかやケガなどが発生した場合の状況確認が可能となることや、虐待の防止効果が期待できることから保護者の目線からみてもそのニーズが高まってきてい</p>	意見	p. 149

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			<p>る。</p> <p>介護の分野においても事業者が積極的に防犯カメラを設置するなど、その投資は一般的なものになりつつある。そのような昨今の環境変化を踏まえると、障がい児入所施設である3学園についても追加の予算が必要ではあるが防犯カメラの設置を推進すべきと考える。</p> <p>一方で児童のプライバシーを保護するという問題も生じることから、まずは一部の学園の共用エリアについて防犯カメラの設置を導入するなど、効果を勘案しながら進めていくことを提案する。</p>		
⑧	備品管理について	精神保健福祉センター、やまなみ学園、最上学園	<p>施設の所有備品について、備品の確認及び各施設の備品棚卸の状況について、備品の現物確認を実施したところ、精神保健福祉センター、やまなみ学園、最上学園のごく一部の備品について、備品標示票の貼り付けが無かったことから、改めて備品確認の際に備品標示票を貼り付けることを徹底されたい。</p>	意見	p. 150
⑨	管理運営会議の議事録について	こども医療療育センター	<p>センターの運営規程において議事録の作成が定められているにもかかわらず管理運営会議の議事録を作成していなかった。</p> <p>一般的に議事録は、会議体における議事の内容について情報共有を図り、議事の中での決定事項や承認者を明確にするとともに議題を引き続き次の会議につなげることなどの意義がある。</p> <p>特に一般行政職員は定期的な人事</p>	指摘	p. 150

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			<p>異動があるため、新任の職員が組織の課題や重要事項の協議内容を理解するうえで議事録が果たす意義は大きい。そのため、以後議事録を残すよう留意されたい。</p> <p>また、議事録の作成は管理運営規程に明確に定められており、管理運営規程を確認すればその必要性について認識不足となる余地はない。</p> <p>この点から、職員は管理運営規程を確認していないと考えられることから、改めて規程の確認を周知する必要がある。</p>		
⑩	給食キャンセルに伴う費用負担について	こども医療療育センター	<p>センターでは、入所施設及び日中活動系支援事業において、食事を提供しており、日中活動系支援事業のうち日中一時支援は、保護者の希望により食事が提供される。</p> <p>この点、食事（昼食）については、利用日当日の朝9時までにキャンセル連絡があった場合には、「急病その他やむを得ない場合」に該当させ、食事費用の請求を行わない運用であるとのことであった。</p> <p>当該運用は、利用日の2日前の正午までに連絡がなかった場合をキャンセル扱いとする部門運営規程における原則と異なる運用となっている。</p> <p>障がい者（児）が日中活動にかかる昼食の可否を2日前に決定することは難しい面もあり、多くは前日、当日の連絡となることも想像できることから、キャンセル連絡のタイミングを再度検討のうえ明らかにされたい。</p> <p>そのうえで部門運営規程を改定し、</p>	意見	p. 151

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			新たなルールに従って運用されるよう留意されたい。		
⑪	一定の資本的関係または人的関係を有する会社等からの見積合わせの制限について	こども医療療育センター	<p>令和3年度に行われた外灯ランプ取替工事については、地方自治法施行令及び山形県財務規則に基づき随意契約により行われている。</p> <p>随意契約による場合、任意の相手と契約することから、適切な価格設定がなされない可能性がある。そのため、本県では「山形県財務規則」において、随意契約による場合も予定価格を定めると共に、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することを推奨するなど、適正な競争性を確保することを求めている。</p> <p>この点、本工事においても、X社及びY社の2者より見積書を徴収し、適正な競争性確保に努めている。しかし、X社とY社との間には親会社等と子会社等という資本的関係のほか、役員等に兼任がある会社等という人的関係を有していた。</p> <p>この点、県によれば、一定の資本関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限については事案により判断し設定しており、この取扱いについては見積合わせの場合も同様とのことである。</p> <p>実効ある競争性確保の観点、また、談合等の未然防止の観点から、入札制限、見積合わせの制限について規定等による一律の定めを設ける、若しくは個別事案ごとのより詳細な把握、検討に努めることが望ましい。</p>	意見	p. 153
⑫	返金手続き	こども	返金処理の状況を確認したところ、	意見	p. 155

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
	の記載について	医療療育センター	<p>保険点数誤りによる請求額の訂正であるにもかかわらず、自己負担割合の設定誤りとして処理した、返金理由が実態と異なる事案が発見された。</p> <p>については、窓口担当においては、返金理由の記載誤りの無いよう確認を徹底するとともに、総務担当においては各書類の整合性の確認を徹底されるよう留意されたい。</p>		
⑬	管理運営規程の見直しについて	こども医療療育センター庄内支所	<p>こども医療療育センター庄内支所は、支所管理運営規程を設定して規程に則り運営されている。</p> <p>管理運営規程は、支所運営に関し必要な事項を定めるものであるが、最終改定から既に20年を経過しており、例えばセンターの名称や会議の開催日程など、実態との齟齬が生じている。</p> <p>社会情勢が変化している中で組織運営方針が20年以上変わらないことは通常考えられないことから、必要に応じて管理運営規程を改定することが、その時々効果的・効率的な事業運営に資すると考える。</p> <p>この点について、定期的な管理運営規程の見直しを行い、実態と齟齬が生じるようであれば適時に改定するよう留意されたい。</p>	意見	p. 156
⑭	委託業務における従事者の管理について	精神保健福祉センター	<p>当施設においては、庁舎清掃業務について外部委託しており、受託者は、業務委託契約書に則り、日常清掃業務に従事する従事者の氏名等について、あらかじめ委託者に通知しなければならないこととなっている。</p> <p>しかし、月ごとの委託業務完了時に</p>	意見	p. 156

No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			<p>受託者から提出される「清掃（日常）作業確認票」に記載された日常清掃業務作業担当者名欄に、あらかじめ通知された従事者リストに記載のない者の氏名があり、実際にその者が委託業務に従事していた。</p> <p>あらかじめ通知した業務従事者に変更が生じた場合については、契約変更の必要は契約書に明記はされていないものの、その変更内容について改めて発注者に通知することなく、従事者リストに記載のない者が委託業務に従事するのは、従事者の管理について定めた業務委託契約書の趣旨を没却してしまう。</p> <p>県は、変更契約書を取り交わす必要のない事項の変更が生じた場合、本件のように委託業務従事者という重要事項の変更については、改めて従事者リストの提出を求めるなど、後のトラブルを回避するための手続きを実施することが望ましい。</p>		
⑮	押印を廃止した見積書等の真正性確認手続きの徹底について	精神保健福祉センター	<p>県では、令和3年4月1日から県に提出する見積書及び請求書（以下「見積書等」という。）について押印を不要とし、提出された見積書等の文書について、その真正性を確保するための手続きの実施を求めている。</p> <p>この点、センターに郵送で提出された押印のない見積書等について、その真正性を確保するための手続き実施の証跡が見られないものがあった。</p> <p>民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠になるためには、その文書の作成者とさ</p>	意見	p. 158



No.	項目	施設名	内容	区分	参照頁
			<p>れている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われることからすると、真正性確保のための手続き実施の証跡は、その見積書等が真正なものであることを認めていることに他ならない。</p> <p>県は、押印を廃止した見積書等の真正性を確保するための手続きを遺漏なく確実に実施するよう、関係部局、関係機関への周知を図られたい。</p>		

4. 社会福祉法人等に対する指導監査

No.	項目	内容	区分	参照頁
①	実施指導結果の市町村への共有及び共有方法について	<p>指導監査実施要綱において、「障がい福祉課等は、指導又は監査の結果の通知及び改善報告書の内容について、当該事業者等の通常の事業実施区域に所在する市町村に対して情報提供を行うとともに、可能な限り、利用者保護の観点から情報の開示を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>市町村への情報提供については、必ず実施すべきものとして規定されていると考えられるが、4つの総合支庁全ての担当者が情報提供を行っていなかった。</p> <p>指導監査実施要綱の当該規定は令和3年度改正により新たに設定されたものであり、障がい福祉計画において、令和5年度中に、県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を、関係自治体と共有することが定められていた。令和3年度は初年度であり、完全実施までにはまだ猶予がある点はあるものの、指導又は監査結果の情報共有は、特に改善事項等の問題がある場合は重要であることから速やかに実施されたい。また、情報提供の方法、様式についても検討されたい。</p>	意見	p. 162
②	総合支庁担当者間の情報共有	<p>県による事業者等への実地指導は、県内に4つある総合支庁の担当者によって実施される。実地指導の結果は、総合支庁内での検討会あるいは決裁によって情報共有され、指導結果の妥当性について検討が行われ、これにより総合支庁内における年度間の指導結果レベルの均一化が図られている。</p> <p>さらに、4つの総合支庁間でもこのような情報共有を行い、総合支庁間での指導結果レベルの均一化、すなわち県全体としての指導結果レベルの均一化が図られるべきである</p>	意見	p. 163

No.	項目	内容	区分	参照頁
		<p>が、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、そのような情報共有が行われていなかった。</p> <p>依然として、一堂に会することは難しい状況ではあるため、オンラインでの実施も含め、定期的に総合支庁間での情報共有の時間を設けることを検討されたい。</p>		
③	集団指導の受講状況の把握・管理	<p>指導には事業所または施設に赴いて行う実地指導と事業者がある場所に集合して講習形式で行う集団指導がある。</p> <p>集団指導は、原則として毎年度1回以上実施することとされており、各年度の実地指導が行われない事業者等に対して集団指導でフォローすることで毎年、実地もしくは集団によって事業者等に対し必ず指導が行われるようになっている。</p> <p>令和3年度の集団指導は新型コロナウイルス感染症の影響により指導講習動画を収録し、動画配信サービスを利用して各事業者に視聴してもらうという方式で行われている。</p> <p>しかし、県では各事業者の動画視聴状況を把握しておらず、全事業者、特に実地指導が行われていない全ての事業者が確実に動画を視聴したかどうか不明となっている。</p> <p>動画配信のため各事業者の受講履歴を確認することは困難であるが、例えば、動画視聴完了報告といったものを事業者に提出させるなどの対応は可能であったと考えられ、各事業者の受講への意識付けを図るとともに、指導事項の伝達確認のためにも、たとえ動画配信形式であっても受講状況の把握・管理は実施することが望ましいと考える。</p>	意見	p. 163
④	実地指導マニュアルの改訂	<p>実地指導に当たっては、実地指導マニュアルがサービス、施設ごとに整備されており、指導内容、根拠法令、留意事項、関係書類、不</p>	指摘	p. 164

No.	項目	内容	区分	参照頁
		<p>適切事例が記載されている。</p> <p>障がい福祉に関する関係法令は概ね3年ごとに法改正が行われており、それに合わせて実地指導マニュアルも改訂すべきであるところ、その改訂が適時に行われていない。</p> <p>実地指導の際に各担当者が拠って立つものであるマニュアルは適時に改訂すべきである。</p>		
⑤	決裁権限について	<p>実地指導通知に係る最終決裁権限者は、「山形県事務代決及び専決事務に関する規程」(以下、「専代決規程」という。)によって、総合支庁長と定められている。</p> <p>一方、ある事業者が指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設の指定を受けるために提出してきた申請書類の最終決裁権限者は総合支庁課長と定められている。</p> <p>これから新たに指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に県として指定する業務と、これから実地指導に行く事業者等に対して通知する業務とでは、指定業務の方が重要度は高いと考えられるが、決裁権限では逆になっている。</p> <p>また、介護については、ほとんどの業務が総合支庁課長決裁となっており、実地指導の事前及び事後の結果通知に関しても総合支庁課長決裁となっている。</p> <p>業務の重要性からの視点及び同じ業務であっても介護福祉と障がい福祉とで決裁権限者が異なっているという点に鑑みると、現在の決裁権限については再考の余地があるのではないかと考えられる。当該事案に係る専代決規程について再考を検討されたい。</p>	意見	p. 164
⑥	指定管理者から県への書類提出漏	<p>指定管理者から県への書類の提出状況について確認したところ、身体障がい者保養所東紅苑、点字図書館及び障がい者福祉ホームふ</p>	指摘	p. 165

No.	項目	内容	区分	参照頁
	れについて	<p>れあいの家について、いずれも指定管理に係る包括協定書に定められている財務諸表の提出がなされていなかった。</p> <p>指定管理者による業務が包括協定書どおりに実施され、書類が提出されているかについてチェックリストを作成するなどして適正に確認をされたい。</p>		
⑦	指定管理者に対する県のモニタリングの実施について	<p>指定管理者に対する県のモニタリングの実施状況について確認したところ、身体障がい者保養所東紅苑、点字図書館及び障がい者福祉ホームふれあいの家について、県は指定管理者の業務の状況に関して実地調査を行っていなかった。</p> <p>現状では、指定管理者に対する県のモニタリングとして、「指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】」が作成されており、指定管理者による自己評価を踏まえて、県による評価・検証が行われているが、指定管理者から提出された書類によるのみであり、実地調査が行われていない。</p> <p>通常、施設運営を行う過程では何らかの課題等があることが想定され、今後の指定管理者の再選定の際の参考情報とするなど、施設運営をより良くしていくために県は指定管理者に対して実地調査を行い、モニタリングをより充実されたい。</p>	意見	p. 165